

岐阜県公報
号外

每週

(金火曜日)

発行

(休日に翌日ある)

平成二十七年八月三十一日

岐阜県公報

目次

臨晉縣志

定期監査の結果に関する報告の公表

(副
總
委
員)

一
地方自治法（昭和二十二年）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十九条第一項 第一項及び第四項の規定により平成二十七年七月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年八月三十日

第1 監査実施機関数

| | 監査実施機関数 | 監査結果件数 | | | | | |
|---------|---------|--------|------|------|------|------|------|
| | | 指摘あり | 指導あり | 検討あり | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 |
| 知事直轄 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総務部 | — | — | — | — | — | — | — |
| 清流の国推進部 | 4 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 危機管理部 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 環境生活部 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 健康福祉部 | 5 | 2 | 2 | 0 | 4 | 2 | 2 |
| 商工労働部 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農政部 | 10 | 2 | 5 | 0 | 7 | 2 | 5 |
| 林政部 | 7 | 1 | 2 | 0 | 4 | 2 | 2 |
| 県土整備部 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| 都市建築部 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| 県事務所 | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育委員会 | 13 | 2 | 6 | 0 | 8 | 2 | 6 |
| 警察本部 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 51 | 9 | 22 | 0 | 32 | 10 | 22 |

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項
- ・指導事項

是正又は改善を求める事項

是正又は改善を求める事項

所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の

結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

監査実施機関数の「指摘あり」、「指導あり」及び「検討あり」は、それぞれで計上している

ため、監査実施機関数とは一致しない。

「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、26機関において、10件の指摘事項及び22件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 知事直轄（2機関）

| 実施機関名 | 実施年月日 | 実施機関名 | 実施年月日 |
|-------|------------|-------|------------|
| 秘書課 | 平成27年7月23日 | 広報課 | 平成27年7月22日 |

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 清流の国推進部（4機関）

| 実施機関名 | 実施年月日 | 実施機関名 | 実施年月日 |
|-------|------------|---------|------------|
| 市町村課 | 平成27年7月28日 | 地域スポーツ課 | 平成27年7月30日 |

【監査の結果】

次のことおり指導する事項があつた。

3 危機管理部（2機関）

| 実施機関名 | 実施年月日 | 実施機関名 | 実施年月日 |
|-------|------------|-------|------------|
| 防災課 | 平成27年7月28日 | 消防課 | 平成27年7月24日 |

【監査の結果】

| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 |
|-------|---|-----|
| 消防課 | U S B メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU S B メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたもの | |

| | | | |
|---------|------------|-------|------------|
| 競技スポーツ課 | 平成27年7月30日 | 東京事務所 | 平成27年7月27日 |
|---------|------------|-------|------------|

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

| 機 関 名 | 指 尊 事 項 | 内 容 |
|---------|--|-----|
| 地域スポーツ課 | U S B メモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 | |

| |
|--|
| 1 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU S B メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたもの |
|--|

| |
|--|
| 2 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU S B メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたもの |
|--|

| |
|---|
| 3 「U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU S B メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。 |
|---|

| <p>【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境管理課</td><td>指導事項</td><td>U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリを庁舎外へ持ち出していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</td></tr> </tbody> </table> | | | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 環境管理課 | 指導事項 | U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリを庁舎外へ持ち出していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|--|------------|-------|-----|-----|-------|-------|--|----------------|-------|--|---------|-------|---|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境管理課 | 指導事項 | U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリを庁舎外へ持ち出していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜保健所</td><td>実施年月日</td><td>実施機関名 岐阜保健所本巣・山県 平成27年7月14日</td></tr> <tr> <td>西濃保健所</td><td>実施年月日</td><td>実施機関名 西濃保健所揖斐センター 平成27年7月14日</td></tr> <tr> <td>食肉衛生検査所</td><td>実施年月日</td><td>実施機関名 西濃保健所揖斐センター 平成27年7月27日</td></tr> </tbody> </table> | | | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 岐阜保健所 | 実施年月日 | 実施機関名 岐阜保健所本巣・山県 平成27年7月14日 | 西濃保健所 | 実施年月日 | 実施機関名 西濃保健所揖斐センター 平成27年7月14日 | 食肉衛生検査所 | 実施年月日 | 実施機関名 西濃保健所揖斐センター 平成27年7月27日 | | | | | | | | | |
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岐阜保健所 | 実施年月日 | 実施機関名 岐阜保健所本巣・山県 平成27年7月14日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西濃保健所 | 実施年月日 | 実施機関名 西濃保健所揖斐センター 平成27年7月14日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食肉衛生検査所 | 実施年月日 | 実施機関名 西濃保健所揖斐センター 平成27年7月27日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 環境生活部（3機関） | 実施機関名 | 実施年月日 | 実施機関名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境管理課 | 平成27年7月31日 | 自然環境保全課 | 平成27年7月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美術館 | 平成27年7月27日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【監査の結果】 次のとおり指導する事項があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農政部</td><td>実施機関名</td><td>実施年月日</td></tr> <tr> <td>農政課</td><td>実施機関名</td><td>実施年月日</td></tr> <tr> <td>農業経営課</td><td>実施機関名</td><td>実施年月日</td></tr> <tr> <td>畜産課</td><td>実施機関名</td><td>実施年月日</td></tr> <tr> <td>農地整備課</td><td>実施機関名</td><td>実施年月日</td></tr> <tr> <td>中濃農林事務所</td><td>実施機関名</td><td>実施年月日</td></tr> </tbody> </table> | | | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 農政部 | 実施機関名 | 実施年月日 | 農政課 | 実施機関名 | 実施年月日 | 農業経営課 | 実施機関名 | 実施年月日 | 畜産課 | 実施機関名 | 実施年月日 | 農地整備課 | 実施機関名 | 実施年月日 | 中濃農林事務所 | 実施機関名 | 実施年月日 |
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農政部 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農政課 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業経営課 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 畜産課 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農地整備課 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中濃農林事務所 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業経営課</td><td>指導事項</td><td>U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U.S.B.メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものであつたので、今後は適正に処理されたい。</td></tr> </tbody> </table> | | | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 農業経営課 | 指導事項 | U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U.S.B.メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものであつたので、今後は適正に処理されたい。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業経営課 | 指導事項 | U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U.S.B.メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものであつたので、今後は適正に処理されたい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜保健所</td><td>指導事項</td><td>物品の管理事務において、携帯型食品衛生検査機器1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図ることともに、再発防止に努められたい。</td></tr> <tr> <td>岐阜保健所本巣・山県センター</td><td>指導事項</td><td>U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U.S.B.メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</td></tr> <tr> <td>西濃保健所</td><td>指導事項</td><td>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として16,746円の費用負担が発生し、また、修繕料249,145円</td></tr> </tbody> </table> | | | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 岐阜保健所 | 指導事項 | 物品の管理事務において、携帯型食品衛生検査機器1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図ることともに、再発防止に努められたい。 | 岐阜保健所本巣・山県センター | 指導事項 | U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U.S.B.メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。 | 西濃保健所 | 指導事項 | 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として16,746円の費用負担が発生し、また、修繕料249,145円 | | | | | | | | | |
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岐阜保健所 | 指導事項 | 物品の管理事務において、携帯型食品衛生検査機器1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図ることともに、再発防止に努められたい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岐阜保健所本巣・山県センター | 指導事項 | U.S.B.メモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U.S.B.メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.B.メモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西濃保健所 | 指導事項 | 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として16,746円の費用負担が発生し、また、修繕料249,145円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【監査の結果】 特に指摘及び指導する事項はなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商工労働部</td><td>実施機関名</td><td>実施年月日</td></tr> <tr> <td>工業技術研究所</td><td>実施機関名</td><td>実施年月日</td></tr> </tbody> </table> | | | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 商工労働部 | 実施機関名 | 実施年月日 | 工業技術研究所 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | |
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商工労働部 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工業技術研究所 | 実施機関名 | 実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【監査の結果】 (うち相手方負担分167,132円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。 物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|-------|---|
| 農村振興課 | 指導事項 | Bメモリの貸与を受けて厅舎外へ持ち出していたものがあった。 |
| 県では基金事業に対する県民の意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、第三者機関である清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会（以下「評価審議会」という。）を設置し、基金事業への意見や提案、事業実施後の評価を実施している。 | 農地整備課 | この事業実施に係る効果検証について確認したところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 1 効果検証の方法として、県は水田魚道設置地区へのアンケート調査を行うこととしていたが、アンケート調査を実施していない地区があった。 | 指導事項 | 2 平成26年度事業の事業評価のために県が作成し評価審議会に提出された自己評価の内容（水田魚道設置地区へのアンケート調査結果）が誤っており、正しい調査結果が評価審議会の委員に伝わっていなかった。 |

| | | |
|---------|------|---|
| 農地整備課 | 指導事項 | U.S.Bメモリの管理事務において、「パソコン等の持出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリを厅舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。 |
| 岐阜農林事務所 | 指導事項 | U.S.Bメモリの管理事務において、「パソコン等の持出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U.S.Bメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリの貸与を受けて厅舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。 |
| 中農農林事務所 | 指導事項 | 公務中の1件の交通事故について、修繕料28,318円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |

| | |
|--|--|
| 指導事項 | 不適切な事項が認められた。 |
| 1 特定の業者から消耗品等を購入する際に使用する法人カードを担当職員が管理しており、出納員等による管理が行わっていなかった。その結果、法人カードを持ち出せば誰でも消耗品等が購入できるようになっていた。 | 1 平成25年度及び26年度の報償費等の支出事務において、6件計87,574円の事前決算が行われておらず、いずれも26年度未払となっていた。 |
| 2 平成26年度の消耗品購入等の支出事務において、請求書の提出を受けて支払を行っていた。 | 3 平成25年度及び26年度の報償費等の支出事務において、6件計87,574円の事前決算が行われておらず、いずれも26年度未払となっていた。 |

| 【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があつた。 | | | |
|---------------------------------|------------|-------|------------|
| 機 開 名 | 区分 | 内 容 | |
| 県産材流通課 | 平成27年7月22日 | 森林整備課 | 平成27年7月24日 |
| 治山課 | 平成27年7月22日 | 森林研究所 | 平成27年7月13日 |
| 森林文化アカデミー | 平成27年7月13日 | | |

| | | | | |
|------------|------------|------------|------------|-------|
| 8 林政部（7機関） | 実施機関名 | 実施年月日 | 実施機関名 | 実施年月日 |
| 林政課 | 平成27年7月27日 | 恵みの森づくり推進課 | 平成27年7月24日 | |

| これらの不適正な会計処理及び不適切な事務の執行体制は、担当職員だけでなく、所属全体の会計事務に対する認識の欠如に原因があると考える。 今後は内部けん制体制の強化を図るなど所属の組織管理を徹底するとともに、職員に岐阜県会計規則等関係法令を遵守させるよう指導し、再発防止策の確実な実施に合わせ、適正な会計処理に努められたい。 | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----|-----|---------|------|--|----------|------|--|----------|------|---|
| 評価額（以下「評価額」という。）と著しく異なる場合は、評価額を固定資産の価格とすることとされている。 平成25年度に取得した水質試験機に係る平成26年度の交付金事務を確認したところ、法に基づく比較検討をしないまま、所在市町村に対し固定資産の価格として評価額を通知していくとので、今後は適正に処理されたい。 | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として119,726円の費用負担が発生し、また、修繕料135,723円（うち相手方負担分27,144円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。 | | | | | | | | | | | | |
| 指導事項 | 生産物の管理事務において、物品を取扱した際に作成する生産品目別野帳が作成されていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 | | | | | | | | | | | | |
| 【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古川土木事務所</td> <td>指摘事項</td> <td>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として1178,113円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</td> </tr> <tr> <td>指導事項</td> <td></td> <td>公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> </tr> </tbody> </table> | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 古川土木事務所 | 指摘事項 | 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として1178,113円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 | 指導事項 | | 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 | | | |
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | |
| 古川土木事務所 | 指摘事項 | 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として1178,113円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 | | | | | | | | | | | |
| 指導事項 | | 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 | | | | | | | | | | | |
| 9 県土整備部（1機関） | 実施機関名 実施年月日 | 実施機関名 実施年月日 | | | | | | | | | | | |
| 古川土木事務所 | 平成27年7月16日 | | | | | | | | | | | | |
| 【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古川土木事務所</td> <td>指摘事項</td> <td>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として1178,113円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</td> </tr> <tr> <td>指導事項</td> <td></td> <td>公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> </tr> </tbody> </table> | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 古川土木事務所 | 指摘事項 | 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として1178,113円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 | 指導事項 | | 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 | | | |
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | |
| 古川土木事務所 | 指摘事項 | 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として1178,113円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 | | | | | | | | | | | |
| 指導事項 | | 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 | | | | | | | | | | | |
| 10 都市建築部（2機関） | 実施機関名 実施年月日 | 実施機関名 実施年月日 | | | | | | | | | | | |
| 水道企業課 | 平成27年7月23日 | 東部広域水道事務所 平成27年7月10日 | | | | | | | | | | | |
| 【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育研修課</td> <td>指導事項</td> <td>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて応舎外へ持ち出した。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて応舎外へ持ち出していた。</td> </tr> <tr> <td>岐阜商業高等学校</td> <td>指導事項</td> <td>物品の処分事務において、不用決定の手續を行わないまま譲り受けているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</td> </tr> <tr> <td>岐阜農林高等学校</td> <td>指導事項</td> <td>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,756,320円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車</td> </tr> </tbody> </table> | | 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | 教育研修課 | 指導事項 | USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて応舎外へ持ち出した。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて応舎外へ持ち出していた。 | 岐阜商業高等学校 | 指導事項 | 物品の処分事務において、不用決定の手續を行わないまま譲り受けているものがあったので、今後は適正に処理されたい。 | 岐阜農林高等学校 | 指導事項 | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,756,320円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車 |
| 機 関 名 | 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | |
| 教育研修課 | 指導事項 | USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて応舎外へ持ち出した。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて応舎外へ持ち出していた。 | | | | | | | | | | | |
| 岐阜商業高等学校 | 指導事項 | 物品の処分事務において、不用決定の手續を行わないまま譲り受けているものがあったので、今後は適正に処理されたい。 | | | | | | | | | | | |
| 岐阜農林高等学校 | 指導事項 | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,756,320円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車 | | | | | | | | | | | |

12

その他（1機関）

| 実施機関名 | 実施年月日 |
|------------|------------|
| 選舉管理委員会事務局 | 平成27年7月28日 |

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

| | |
|----------|---|
| 指導事項 | (評価額 303,000円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 成績の処分事務において、売払い等による収入の可能性について検討することなく廃棄処分としていたので、今後は適正に処理されたい。 |
| 指導事項 | U.S.Bメモリの管理事務において、複数のU.S.Bメモリを1年間職員に貸与し、その職員が更に他の職員に貸与するなど、県が定める「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」と取扱いが異なっており、かつ、所属としての情報管理体制に課題があるので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 指導事項 | U.S.Bメモリの管理事務において、県が定める「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」によらず、独自に作成した「U.S.Bメモリ使用記録簿」により管理している結果、所長等の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリの貸与を受けていたので、速やかに措置するともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 岐阜盲学校 | 特別支援教育就学奨励費負担金等の支給事務において、自家用自動車による交通費の算定方法を誤ったことにより、8件3,902円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 東濃特別支援学校 | 作業製品の出納管理及び作業製品の売却收入にかかる現金管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 前年度からの繰越しがあるため、年度当初に作成すべき作業製品出納簿が作成されていなかった（平成27年5月26日現在）。 2 作業製品を売却等処分しようとするときは、あらかじめ作業製品処分調書により、売却等のための措置を校長が決定し、売れ残った作業製品については、新たに作業製品処分調書を作成したうえで校長へ引き継ぐこととなっている。しかし、売却後の作業製品分のみの作業製品処分調書を作成していたため、売れ残った作業製品について作成すべき作業製品処分調書が作成されていなかった。その結果、作業製品出納簿が正しく記載されないものがあった。 3 出納簿は現金を引きついだ日に現金出納簿への記帳をすべきところ、これがなされていなかった。 |